

# 《会社法》

## 【株式会社の設立】

(1)

財産引受けは、会社の設立の段階における営業用財産の取得手段の一つである。

「財産引受け」は、会社の設立の段階における営業用財産の取得行為を、  
「現物出資」は、設立段階における営業用財産の取得行為を規制するもの。

会社法は、財産引受けについても現物出資と同様の規制をかけている。

(2)

財産引受けは、発起人が行うことができる営業の開始の準備行為である。

「財産引受け」……発起人が、設立中の会社のために会社成立を条件として営業用財産を譲り受ける契約を締結すること。

(3)

財産引受けをするには、その対象財産の価額の多寡にかかわらず、対象財産、その価額及び譲渡人の氏名又は名称を定款に記載又は記録しなければならない。

「財産引受け」は、定款の相対的記載・記録事項。

対象財産、その価額及び譲渡人の氏名又は名称を定款に記載又は記録しない限り、効力が認められない。

(4)

定款に記載又は記録のない財産引受けは、成立後の会社が、株主総会の特別決議で追認しても、有効とはならない。

定款に記載又は記録のない財産引受けは無効。

会社成立後に株主総会の特別決議をもってこれを承認したとしても、有効にはならない。

(5)

定款に記載又は記録のない財産引受けについて、譲渡人は、その無効を主張することができる。

定款に記載又は記録のない財産引受けは無効。

この無効は、会社だけでなく譲渡人も主張することができる。

(6)

発起人は、定款の作成後にも設立時発行株式を引き受けることができる。

発起人の株式引受けは、定款によることを要しない。

発起人は、定款の作成後にも株式を引き受けることができる。

(7)

発起人は、口頭により株式を引き受けることができる。

発起人は設立時発行株式の全部又は一部を引き受けなければならない。

設立登記の申請書には、引き受ける設立時発行株式の数における発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

しかし

引受け行為自体の要式性は会社法上要求されていないため、口頭による引受けも認められる。

(8)

定款の作成後に、設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額を定めるには、発起人が数人あるときは、その過半数の同意を得るだけでは足りず、発起人全員の同意が必要である。

定款の作成後に、設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額を定める場合に、発起人が数人あるとき

発起人全員の同意をもってこれを定めることを要する。

(9)

発起人は、設立時発行株式であって会社の成立後なお引受けのないものがあるときでも、他の発起人及び会社成立当時の取締役とともに、その株式を引き受けたものとみなされることはない。

会社法においては、設立に際して発行する株式の数の代わりに、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を、定款の記載事項とする。

その価額又は最低額を満たしていれば、引受けがない株式については失権させる。

(10)

発起人は、会社の成立後に株主の地位を失った場合、会社設立無効の訴えを提起することはできない。

会社設立無効の訴えの原告適格が認められるのは、設立する株式会社の株主等に限られる。

発起人は、会社の成立後に株主の地位を失ったときは、会社設立無効の訴えを提起することはできない。

(11)

創立総会においては、定款に別段の定めがある場合を除き、発起人がその議長を務めなければならないわけではない。

会社法上、創立総会の議長の資格を発起人に限定する旨の規定は置かれていない。

定款で、創立総会の議長の資格を発起人に限定する旨を定めることはできる。

(12)

創立総会において設立時取締役を選任するには、すべての設立時株主の議決権の過半数を有する設立時株主が出席し、出席した設立時株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

創立総会における決議

議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数で、出席した設立時株主の議決権の3分の2以上の多数によってなされる。

設立時取締役の選任についても、同様。

(13)

創立総会においては、その招集通知に設立の廃止の議題の記載又は記録がない場合でも、設立の廃止の決議をすることができる。

創立総会において設立廃止の決議をする場合

招集通知にその旨の記載又は記録を要しない。

(14)

創立総会において定款を変更して発行する全部の株式の内容として株式を譲渡により取得

することについて株式会社の承認を要する旨の定めを設けた場合には、その決議に反対した者は、会社に対し、自己の株式を買い取ることを請求することはできない。

「創立総会」において、定款を変更して発行する全部の株式の内容として株式を譲渡により取得することについて、株式会社の承認を要する旨の定めを設けた場合

反対株主は、会社に対し、自己の株式の買取請求をすることはできない。

株式会社が、「会社成立後」、定款を変更してその発行する全部の株式の内容として、当該株式を譲渡により取得することについて、株式会社の承認を要する旨を定めた場合

反対株主は自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

(15)

創立総会における招集通知は、発起人が発するが、創立総会において延期又は続行の決議がされた場合には、発起人は、改めて招集通知を発することを要しない。

創立総会における招集通知は、発起人が発する。

創立総会において、延期又は続行についての決議がされた場合

改めて開催される総会については、招集手続をすることを要しない。

(16)

株式会社の募集設立に関して、発起人は、設立時発行株式の引受けをすることを要する。

株式会社の設立においては、発起人は、設立時発行株式を引き受けることを要する。

発起設立・募集設立のいずれであるかを問わない。

(17)

株式会社の募集設立に関して、現物出資が行われた場合、裁判所は、検査役の報告を聴いて、現物出資者に与える設立時発行株式の数を不当と認めるときは、これを変更しなければならない。

発起設立、募集設立のいずれの場合においても、検査役は裁判所に調査の結果を報告することを要する。

裁判所は、裁判所が検査役の報告を受けた場合において、現物出資に関する事項を不当と認めるとき

これを変更する決定をしなければならない。

(18)

株式会社の募集設立に関して、株式引受人が払込みをしない設立時発行株式については、発起人が共同して引き受けたものとはみなされない。

設立に際して引受け・払込みがない株式は、設立前に当然に失権する。

(19)

株式会社の募集設立に関して、株式申込人に対する割当ては先都順で行う旨を目論見書に記載していたにもかかわらず、違う方法で割り当てた場合であっても、当該割当ては、無効とはならない。

発起人には割当ての自由が認められる。

ゆえに

株式申込人に対する割当てを目論見書に記載した割当方法と違う方法で割り当てた場合であっても、当該割当ては無効とならない。

(20)

株式会社の募集設立に関して、設立時取締役は、創立総会において選任しなければならないが、定款に特定の者を設立時取締役及び設立時監査役とする旨の定めを置くこともできる。

株式会社の募集設立の場合、原則として設立時取締役は、創立総会において選任することを要する。

定款に特定の者を設立時取締役及び設立時監査役とする旨の定めを置くこともできる。

(21)

発起設立、募集設立のいずれにおいても、すべての発起人は、それぞれ設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。

発起設立、募集設立のいずれにおいても、各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。

(22)

発起設立の場合、会社が発行することができる株式の総数を定款で定めていないときは、会社の成立の時までに、発起人全員の同意によって、定款を変更して、これを定めなければならない。

発起設立において、発起人が発行可能株式総数を定款で定めていない場合

株式会社の成立の時までに、発起人全員の同意によって定款を変更してこれを定めなければならない。

募集設立においては、発行可能株式総数を定款で定めていない場合

株式会社の成立の時までに、創立総会決議によって定款を変更してこれを定めなければならない。

(23)

発起設立、募集設立のいずれにおいても、成立後の会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項について、定款で定めていないときは、発起人全員の同意によって、これを定めなければならない。

発起設立、募集設立のいずれにおいても、成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項について、定款で定めていないとき

発起人の全員の同意によってこれを定めなければならない。

(24)

発起設立、募集設立のいずれにおいても、設立時発行株式についての出資に係る金銭の払込みは、発起人が定めた銀行その他の払込みの取扱いの場所においてする必要がある。

発起設立、募集設立のいずれにおいても、設立時発行株式についての出資に係る金銭の払込み

発起人が定めた銀行その他払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

(25)

発起設立の場合、設立時取締役は、その調査により、現物出資財産について定款に記載された価額が相当でないと認めるときは、発起人にその旨を通知しなければならない。

発起設立においては、設立時取締役は、その調査により現物出資財産等について定款に記載又は記録された価額が相当でないと認めるとき

発起人にその旨を通知しなければならない。

募集設立においては、設立時取締役は、現物出資財産等について定款に記載又は記録された価額が相当であることについての調査結果について創立総会に報告しなければならない。

(26)

会社を設立するには、設立手続の遂行者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならないとするのは、株式会社及び合同会社のいずれにも当てはまる。

\*「設立手続の遂行者」とは、株式会社にあつては「発起人」を、合同会社にあつては「社員になろうとする者」をそれぞれ指す。

\*定款は書面により作成されるものとする。

株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

合名会社、合資会社又は合同会社を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(27)

定款には、成立後の会社の資本金の額に関する事項を記載しなければならないとするのは、株式会社及び合同会社のいずれにも当てはまらない。

株式会社及び合同会社のいずれにおいても、資本金の額に関する事項は定款の必要的記載事項とされていない。

(28)

設立手続の遂行者は、会社の成立までの間、定款を設立手続の遂行者が定めた場所に備え置かなければならないとするのは、株式会社には当てはまるが、合同会社には当てはまらない。

発起人（株式会社の成立後にあつては、当該株式会社）は、定款を発起人が定めた場所（株式会社の成立後にあつては、その本店及び支店）に備え置かなければならない。

しかし  
合同会社においては、このような規定はない。

(29)

会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者がある場合には、定款に当該財産を記載しなければならないとするのは、株式会社及び合同会社のいずれにも当てはまる。

株式会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者がある場合

金銭以外の財産を出資する者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者

に対して割り当てる設立時発行株式の数を定款に記載し、又は記録しなければならない。

合同会社においては、金銭出資、現物出資を問わず、社員の出資の目的及びその価額又は評価の標準を記載し、又は記録しなければならない。

(30)

出資に係る金銭の払込みは、設立手続の遂行者が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならないとするのは、株式会社には当てはまるが、合同会社には当てはまらない。

株式会社における出資に係る金銭の払込みは、発起人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

しかし  
合同会社においては、このような規定はない。

(31)

株式会社の定款に関して、定款変更の決議は、定款で定めれば、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上による多数で行うことができる。

定款変更の決議は、株主総会の特別決議によってする。

この定足数は、定款によってもこれを議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の多数で行うことができる。

決議は出席株主の議決権の3分の2以上による多数で行わなければならない。

(32)

株式会社の定款に関して、株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができるようにする場合、その旨及び電磁的方法の具体的内容を定款に定める必要はない。

株式会社は、取締役会（取締役会設置会社以外の株式会社においては、取締役の過半数）の決議をもって、株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めることができる。

電磁的方法の具体的内容は政令によって定められている。

(33)

株式会社の定款に関して、設立の際の現物出資につき、現物出資財産の価額並びに現物出資者に対して与える設立時発行株式の種類及び数が相当であることを公認会計士が証明した



場合であっても、当該現物出資に関する事項は、定款に記載しなければならない。

株式会社を設立する場合において、現物出資をする者の氏名又は名称、出資の目的である財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、設立時発行株式の種類及び種類ごとの数）は、定款に記載又は記録しなければ効力を生じない。

現物出資財産の価額等が相当であることを公認会計士が証明した場合でも同様。

（34）

株式会社の定款に関して、所在不明株主の株式を発行会社が売却する場合、その旨を定款に定める必要はない。

株式会社は、  
会社から株主に対してする通知・催告が5年以上継続して到達しないため、以後通知・催告を要しない場合であり、  
かつ  
株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しなかった場合は、当該株主の株式を競売することができる。

競売に代えて、市場価格のある株式については当該価格をもって売却し、市場価格のない株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により売却することができる。

ゆえに  
所在不明株主の株式を売却ができる旨を定款に定めることは要しない。

（35）

株式会社の定款に関して、1株当たりの剰余金の配当額を2対1の割合とする2種類の株式を発行することは、その旨の定款の定めをすれば、可能である。

株式会社が剰余金の配当等につき、内容の異なる種類株式を発行する場合

定款をもって各種の株式の内容及び発行可能種類株式総数を定めることを要する。

1株当たりの剰余金の配当額を2対1の割合とする2種類の株式を発行することも、その旨の定款の定めをすれば可能。

（36）

発起設立において、現物出資された財産の会社の成立当時における実価が定款に定めた価額に不足する場合には、現物出資をした発起人は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたとしても、その不足額を支払う義務を負う。

発起設立において、現物出資の目的たる財産の会社成立当時における実価が定款に定めた価額に著しく不足する場合

発起人は、設立時取締役とともに、会社に対して連帯してその不足額を支払う義務を負う。

しかし

発起人又は設立時取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したとき

不足額の支払責任を免れることができる。

ただし

現物出資をした発起人は、上記の注意義務を怠らなかったとしても、この責任を免れることはできない。

(37)

発起人は、会社の設立に関して第三者に損害を与えた場合であっても、無過失であるときは、その第三者に対して損害を賠償する義務を負わない。

発起人は、会社の設立に関して第三者に損害を与えた場合において、悪意又は重大な過失があったとき

その第三者に対して連帯して損害賠償の責任を負う。

